

製品等の搬入・搬出約款

(総則)

第1条 名古屋西部ソイルリサイクル株式会社（以下「甲」という。）と建設発生土等及び製品（以下「製品等」という。）をプラントへ搬入・搬出する利用者（以下「乙」という。）は、この約款に基づき、製品等の搬入・搬出の業務を行わなければならない。

(定義)

第2条 この約款における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 建設発生土等とは、発生土、発生路盤材及びスラグ路盤材をいう。
- (2) 製品とは、改良土、改良路盤材及び調整土をいう。

(利用通知書の提出)

第3条 乙は、工事着手の15日以前までに製品等の数量等必要事項を記載した「利用通知書」を郵送またはFAXにて甲に提出しなければならない。

(契約の締結・解除)

第4条 甲と乙は、乙から提出された利用通知書を甲が受領した時点で、製品等の利用に関する契約を締結したものとみなす。

2 乙は、契約締結後に契約を解除する場合は、速やかに甲に「契約解除・内容訂正依頼書」を提出するものとする。

3 甲と乙は、乙から提出された契約解除・内容訂正依頼書を甲が受領した時点で、製品等の利用に関する契約を解除したものとみなす。

(利用料金)

第5条 乙が製品等を搬入・搬出する場合の料金は、原則として、「製品等の利用料金規程」に定める額とする。

(利用料金の請求及び納入)

第6条 甲の乙に対する利用料金の請求は、利用通知書に記載された請求書締切日に集計し、請求書を送付することにより行う。

なお、請求書締切日は、甲乙協議して変更することができるものとする。

2 乙は、前項の請求額を利用通知書に記載された入金日（入金日が金融機関の休日の場合は、その前日）までに、甲が指定する金融機関に振り込むものとする。

なお、入金日は、甲乙協議して変更することができるものとする。

(利用現場カード等の発行)

第7条 甲は、乙が使用するダンプの車両台数分の「名西ソイル利用現場カード」を乙に発行するものとする。

2 甲は、乙が使用するダンプ1台ごとに、空車重量登録用の「名西ソイル利用車両カード」を乙に発行するものとする。

(利用現場伝票の提出)

第8条 乙の工事現場監督は、製品等を搬入・搬出するときは、乙の使用するダンプ1台ごとに必要事項を記入した「名西ソイル利用伝票」をダンプの運転手を通じて甲に提出しなければならない。

(搬入・搬出の業務)

第9条 ダンプの運転手は、「名西ソイル利用伝票」を受付に提出した後、「名西ソイル利用現場カード」及び「名西ソイル利用車両カード」を使用して甲の指示に従って搬入・搬出を行わなければならない。

(搬入量、搬出量の通知)

第10条 甲の乙への製品等の搬入・搬出量の通知は、「計量伝票（搬入書・納品書）」をダンプの運転手に発行することにより行う。

(材料試験結果報告書等)

第11条 乙が、使用する製品についての材料試験結果を必要とする場合は、甲に「材料試験結果報告書」の発行を請求することができる。

なお、甲が実施する製品の品質管理試験の内、「粒度分布・即時CBR試験」及び「含水比試験」については、甲の自社試験の数値である。

3 乙が、「搬入・搬出実績表」の発行を必要とする場合は、予定された製品等の搬入・搬出終了後に「工事完了届」を甲に提出しなければならない。

(建設発生土等の受け入れ基準)

第12条 乙がプラントに搬入する建設発生土等は、次の各号に定める基準に適合するものでなければならぬ。

- (1) 含水比が30%以下で、汚泥又は泥状のものではなく、多量の粘土を含まないこと。

(ア) プラントに到着した時点での荷姿が山状であり、その上を人が歩けるもの。

(イ) 走行中の振動で積荷が平らにならないもの。

- (2) 直径15cm以上のコンクリート塊、アスファルト塊、ぐり石を含まないこと。

- (3) 木片、雑草、ビニール片、塩ビ管、ガラス片、陶器片、鉄筋、金属類、石綿、石綿管など工事用材料として不適切な以下のものが混入していないこと。

- (4) 土壌汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）に定める特定有害物質の土壌溶出量及び含有量に関する試験で測定値が基準値を超えないこと。

- (5) 汚物臭、揮発性油臭、化学薬品臭などの異臭を発しないこと。

- (6) 既設道路の分離掘削により発生した（直径15cm以下）碎石及びスラグ（要協議）であること。

(建設発生土の受け入れ拒否等)

第13条 甲は、前条各項に定める基準に合致しない建設発生土等のプラントへの受け入れを拒否することができる。

この場合、甲は、乙に対して荷下ろしせず、そのまま持ち返りを指示することができる。

2 搬入された建設発生土等に産業廃棄物等の混入が判明した場合は、荷降し後であっても、甲は、乙に対して撤去若しくは混入物の排出処理を行うことを指示することができる。

この場合、指示を受けた乙は、産業廃棄物等について、土壤汚染対策法に基づいた適正処理を行うものとする。

(取引の停止)

第14条 乙が次の各号に該当する事項を行ったことが判明した場合又は行う恐れがある場合は、甲は、直ちに取引の停止をすることができるものとする。

この場合、甲は速やかに乙の工事現場監督あて書面又は口頭で通知するものとする。

- (1) 乙が利用通知書に記載された現場以外からの建設発生土等を搬入した場合。

この場合、甲は、乙に対して荷下ろしせず、そのまま持ち返りを指示することができる。また、荷降し後であっても、甲は、乙に対して撤去することを指示することができる。

- (2) ダンプが道路交通法（昭和35年法律第105号）第57条に規定するダンプトラックの積載量を超えて建設発生土等の搬入をした場合において、乙に対して積載量を守る旨の注意喚起をしたにもかかわらず、この指示に従わない場合。

- (3) その他この約款に乙が従わなかった場合。

(補則)

第15条 この約款に定めるもののほか、乙は関係法令の定めるところに従うものとし、この約款に定めのない事項その他疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議して定める。